

# 最高裁勝訴 歴史的判決くだる

～生存権訴訟最高裁判決について～

生存権裁判広島訴訟弁護団長 津村 健太郎弁護士

## 司法は生きていた！

2025年6月27日、最高裁判所第三小法廷は、原告ら勝訴の名古屋高裁判決と原告ら敗訴の大阪高裁判決に対する上告審判決を言い渡しました。

結論はいずれも原告ら勝訴です。すなわち2013年から2015年にかけて行われた生活保護費の大幅引き下げ処分は違法と判断されたのです。

最高裁判所が生活保護という国の社会保障政策の根幹をなすような政策につき、多くの行政訴訟でとってきた「広い行政裁量論」で斥けることなく、生活保護受給者らの訴えを認め、本件引き下げ処分を違法と断じたのは画期的な出来事であり、まさに「司法は本当に生きていた」ことを実感しました。

## 厚労大臣は専門家の意見聞かず独断に断罪

ところで最高裁はどんな点をとらえて違法と判断したのでしょうか。

まず最高裁は、「生活保護の具体的内容は国の財政事情を含めた多方面の複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とこれに基づいた政策的判断を必要とする」と言い、生活扶助基準の改定に関しては、「改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきもの」であるとししました。要するに、厚生労働大臣には保護基準を改定するについて行政裁量権があるが、恣意的にやって良いと言うわけではなく、統計等による数値を見て、かつ専門家の意見もしっかり聞いて、それらを十分尊重した判断をしなさいということです。

本件で最高裁は、「最低限度の生活の需要を充たす（※生活保護法8条2項）とは、生活扶



判決を受け、6月30日に広島市にすみやかな改善を申し入れました。

助については、最低限度の消費水準を保障することを意味するものとして理解されてきた」とした上で、これまで保護基準を改定するときに採用されてきた水準均衡方式は、一般国民の消費の実態との関係を踏まえて妥当な生活扶助の水準を維持しようとするものであるが、今回採用された物価は、その変動が消費行動に一定の影響を及ぼすとしても、そのまま同程度の消費水準の変動をもたらすものとはいえないし、現に、本件改定までは物価変動率のみを直接の指標として生活扶助基準の改定がなされたことはなかったと言っています。

そして、物価変動率だけを直接の指標として基準生活費の改定率を求めることが合理的であるというためには、物価と最低限度の消費水準との関係や、従来の水準均衡方式による改定との連続性、整合性の観点を含め、専門的知見に基づいた十分な説明がされる必要があるが、本件改定については、専門的知見に基づいた十分な説明がされているということはできないと断じています。

従って、本件のデフレ調整を理由とした改定率の設定は、物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったので、その裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法

3条、8条2項に違反して違法というべきであるとしたのです。

### 国家賠償を認めるべきの声も！

なお名古屋訴訟で認められた損害賠償（国家賠償）については認めませんでした。宇賀裁判官は、専門的知見を得ないまま物価指数のみを直接の指標としたこと、生活扶助CPIを用いたと、前例のない大幅な引き下げであったこと、最低限度の生活水準を充たすことができない状態が9年以上の長きにわたり続いたこと等を理由に、損害賠償請求は認められるべきであるとの反対意見を述べています。

### 速やかな被害の回復を！

こうして本件改定が違法であることは、司法

の場面では決着しました。国は本判決に従い速やかに不支給分を算定し、遡って一括支給すべきなのです。ところが国は未だにその回復措置について何ら具体的内容を明言していません。それどころか今頃になって専門家による審議の場を設けると言っています。しかしこれは単なる時間稼ぎに過ぎず、違法な減額処分により命を削ってきた生活保護受給者をこれ以上苦しめるべきではありません。

我々はこの最高裁判決に満足したり油断することなく、速やかな被害の回復と今後二度とこのような暴挙を許さない闘いを継続することが必要です。

本当に人間らしい生活ができる日を迎えるまで、みなさん、ともに闘いましょう。

## シェルター利用者数が2100世帯を超える

### 通常総会報告

2025年6月11日（水）、広島弁護士会館で反貧困ネットワーク広島の通常総会をおこないました。今回、はじめて平日夜開催としました。事業活動と収支決算の報告承認、事業計画案、活動予算案、役員選任案の承認をいただきました。

116人（委任状、オンライン含む）にご参加いただきました。

業務報告としては、昨年度4回の相談会相談件数が204件（昨年は152件）にのぼったこと、全47回開催のほっとサロンお食事会参加者がのべ512人であったこと、2009年5月開設以後のシェルター利用人数が3月末現在で2125世帯（単身者1973世帯、夫婦・親子148世帯）にのぼったこと、全事業支出合計額が2763万6317円となったこと等があげられます。

正味財産増減額は31万円ほどの赤字にとまりましたが、居住支援法人サポートセン



ターの補助金が3月31日に入金されるまで事業費を立て替える必要があり、3月末時点の短期借入金が550万（理事長450万、理事100万）にのぼり、繰越正味財産額を500万円以上に増やすため経費を圧縮する必要があること、理事長の事務経理などの負担が大きいためスタッフの事務分担を図る必要があること、法人の持続可能性のため、これらの対策が急務であることが確認されました。

また、理事の横山弘成氏の退任、高橋房大氏（広島県生活協同組合連合会事務局長）の新任、他の理事監事の再任が承認されました。

# 「桐生市事件」(小林美穂子・小松田健一著)を読んで

事務局（カウンセラー） 安德 剛

「この本は寝る前には読まない方がいい、怒りで興奮して眠れなくなる」というのが率直な感想です。

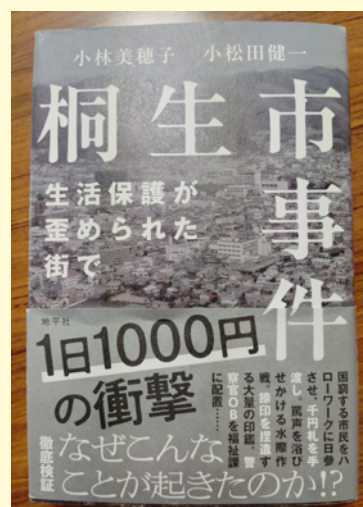
群馬県桐生市が生活保護費を全額支払わず、一日千円ずつ手渡ししていました。2023年11月、司法書士によって可視化されたのが発端で、新聞報道でも「1日1000円窓口支給」と大きく取り上げられました。一日千円の男性は、工事現場での怪我や糖尿病で歩行困難となり、月7万円の保護費支給が決まりました。しかし毎日ハローワークに通い、求職活動証明と引き換えに市役所で裸の札を渡されていました。しかも月内に満額が支払われない、しかし会計上は全額支払われたことになっていたのです。

さらに発覚したのが、「ハンコ」の問題です。桐生市の職員が利用者のハンコを1948本も保管し、それを無断で受領簿に押印していたことが明らかになっています。全く受け取っていない日付に当事者が知らないうちにハンコが押されていたこともあります。

警察官OBの配置も問題となりました。小さな規模の福祉事務所にも関わらず、最大時4人の警察官OBを配置し、新規面接相談のほぼ全てに同席させていました。家庭訪問も就労指導も担わっていたのです。し

かも桐生市は、暴力団対策経験のある警察官を希望していました。まるで生活保護受給者を人間扱いしていない姿が浮き彫りにされました。

こうした事態は桐生市だけの問題でしょうか。生活保護バッシングを背景に、本来生活保護が必要な人も、受けにくい雰囲気を作っている国の問題ではないかと思ってしまいました。



## 共同募金会の御礼



池谷会長と記念撮影

今年1月から3月まで共同募金活動を実施し、3か月間で、228人の方から募金をいただき、目標とする250万円を達成することができました。7月2日には社会福祉法人広島県共同募金会会長の池谷公二郎さんが出席され、交付式が開かれました。

この募金はシェルター活動、ほっとサロン活動および居住支援の事業に充てさせていただきます。ありがとうございました。

## ●寄付のお願い

- ・米（玄米も可）、ラーメン、そうめんなど保存食品、タオル、洗顔用品、洗剤、新品の下着や靴、歯ブラシ・カミソリなどのアメニティ
- ・炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機など持ち運び可能な家電製品、自転車など重い物は車で取りに伺いますのでご連絡ください。

## 困難な問題を抱える女性、生活苦、 心の悩みなどの相談が



2025年6月3日（火）、広島市役所2階講堂にて、暮らしとこころの相談会と、女性の権利ホットラインを同時開催しました。

女性の権利ホットラインとの同時開催は2回目となります。

今年も、現場で先駆的に女性支援を実践している民間団体と、長年、困窮者支援に携わってきた反貧困ネットワーク広島が連携し、様々な相談に専門家複数体制で対応しました。

相談は、面談45件、電話12件、合計57件でした。

### 反貧困ネットワーク広島 シェルター利用状況

2009年5月1日から2025年6月30日まで  
(単位：世帯)

| 年代       | 男性     | 女性      | 合計     |
|----------|--------|---------|--------|
| 10代      | 9      | 21      | 30     |
| 20代      | 202    | 79      | 281    |
| 30代      | 322    | 70      | 392    |
| 40代      | 410    | 116     | 526    |
| 50代      | 352    | 75      | 427    |
| 60代      | 236    | 46      | 282    |
| 70代      | 116    | 35      | 151    |
| 80代      | 17     | 11      | 28     |
| 不明       | 16     | 27      | 43     |
| 合計       | 1680   | 480     | 2160   |
| 単身 2005名 | 夫婦 48名 | 親子 103名 | その他 4名 |

「法テラスなどでの予約が定着したのか、まんべんなく相談者が来られるようになったように感じました」

#### 面談相談

性別 男性21件、女性22件、不明2件 合計45件

相談種別 借金16、離婚5、損害賠償4、刑事事件3、相続3、人間関係3、年金2、その他

#### 電話相談

性別 男性3件、女性9件、合計12件

相談種別 離婚4、子育て3、近隣、刑事、相続、労働、こころ、消費者各1件

### 今後の相談会の予定

- ・2025年9月11日（木）10時～16時  
暮らしとこころの総合相談会（広島弁護士会主催）  
（面談・電話） ※会場 広島市役所2F講堂

- ・2025年12月9日（火）10時～16時  
障害年金ホットライン・暮らしとこころの総合相談会（反貧困ネットワーク広島主催）  
（面談・電話） ※会場 広島市役所2F講堂

発行者 NPO法人 反貧困ネットワーク広島  
広島市中区東白島1-4-15  
NTTクレド白島ビル7階  
広島総合法律会計事務所内  
電話：082-227-8181 F A X：082-227-1200  
大手町事務所 中区大手町5-16-18パルビル4階

#### 会費・寄付振込先

- 正会員（個人）年会費2,000円
- 正会員（団体）年会費5,000円
- 賛助会員（個人）年会費5,000円
- 賛助会員（団体）年会費10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島  
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

#### ホームページ▼



シェルターへの問い合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ  
平日10:00～17:00 電話 082-545-7709 または 電話 090-4890-1579  
居住支援センターは 電話 082-545-7705 まで